

○ 総務省告示第一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百
十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局
運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件
の全部を改正する等の件）の一部を次のように改正し、令和四年一月十
九日から施行する。

令和四年一月六日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対
応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 気象庁が収集し、編集した通報を送信する無線局の呼出符号（呼出名称）、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻</p> <p>1 [略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注1～4 略]</p> <p>5 (5)の時刻における送信は、毎週日曜日、月曜日、水曜日、木曜日及び土曜日（結氷期）に限る。なお、午後七時十九分の通報を翌日の午前十時三十分から再送信する。</p> <p>[6・7 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[二～四 略]</p>	<p>一 気象庁が収集し、編集した通報を送信する無線局の呼出符号（呼出名称）、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻</p> <p>1 [同上]</p> <p>[表同上]</p> <p>[注1～4 同上]</p> <p>5 (5)の時刻における送信は、毎週水曜日及び土曜日（結氷期）に限る。なお、午後七時十九分の通報を翌日の午前十時三十分から再送信する。</p> <p>[6・7 同上]</p> <p>[2 同上]</p> <p>[二～四 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	